

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部改正について

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市教育長の給与等に関する条例（平成10年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「前項」を「第1項の規定」に、「による」を「によること」に改め、同項第1号中「熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により一般職の職員の例によることとされたもののうち扶養手当の支給については、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号。以下「給与条例」という。）第9条第1項ただし書の行政職8級職員等の例による。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提出理由）

教育長の扶養手当の額を、行政職員給料表又は消防職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものと同額とするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。